

保税蔵置場の許可の承継について

関税法第48条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年3月3日

大阪税関長 中山 峰 孝

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

日本製鉄株式会社
東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

日鉄日新製鋼株式会社 堺製造所 堺工場
大阪府堺市西区石津西町5番地、3番地1
堺区出島西町4番1

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

日鉄日新製鋼株式会社
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

日本製鉄株式会社 濑戸内製鉄所 阪神地区(堺)
大阪府堺市西区石津西町5番地、3番地1
堺区出島西町4番1

5 承継された許可期間

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 9月30日